現行	改定後
※赤字部分が改定または	追加になった箇所です。
会員規約 (ローンカード用)	
第1条 会員	第1条 会員
1.カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下	1.カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下
「JCB」という。)が運営するクレジットカード取引システム(以下「JCB クレ	「JCB」という。)が運営する <u>カード</u> 取引システム(以下「JCB <u>カード</u> 取引シス
ジットカード取引システム」という。)に当社およびJCB(以下「両社」という。)	テム」という。)に当社およびJCB(以下「両社」という。)所定の入会申込書等
所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、申し込まれた方で両社が審	において、本規約を承認のうえ、申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認
査のうえ入会を承認した方を会員といいます。	した方を会員といいます。
第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託	第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託
1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下	1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下
のとおり取り扱うことに同意します。	のとおり取り扱うことに同意します。
(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社または JCB もしくは両社	(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社または JCB もしくは両社
との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦	との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦
⑧の個人情報を収集、利用すること。	⑧の個人情報を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号 <u>(ショートメッセージサービスの送信</u>
E メールアドレス等、会員等が入会申込時および第8条等に基づき入会後に届け	佐番号を兼ねる) 、勤務先、職業、カードの利用目的、E メールアドレス等、会員
出た事項。	等が入会申込時および第8条等に基づき入会後に届け出た事項。
(2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の個人情報を利用すること。ただし、会	(2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の個人情報を利用すること。ただし、会
員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送	員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送
付または本号④に定める営業案内等について当社または JCB に中止を申し出た	付または本号④に定める営業案内等について当社または JCB に中止を申し出た
場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、	場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、
中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。	中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
④両社事業における宣伝物の送付等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。 	④両社事業における宣伝物の送付 <u>または電話・E メールその他の通信手段等の方</u> 法による、当社または JCB の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
	⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき
	②刑事訴訟伝第197 采第2項に基づく後重関係事項照云での他各種伝节に基づさ 公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提
	供。
第23条 明細	第23条 明細
1.当社は、会員の約定支払額、キャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」	1.当社は、会員の約定支払額、キャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」
という。)を約定支払日の当月初め頃、会員にご利用代金明細書として、会員の届	という。)を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により、会員に通知します。
け出住所への郵送その他当社所定の方法により通知します。会員は、明細の内容	
について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとしま	
す。	
2.当社は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1	2.当社は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第17条第1項
頃に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17	に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17
条第1項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出	条第1項の書面」という。)を、前項の <mark>明細</mark> とは別に、会員の届け出住所へ郵送に
住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の	て通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、
郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17	電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面
条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、	に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付
当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。	後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。
第28条 退会および会員資格の喪失等	第28条 退会および会員資格の喪失等
4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)において	4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)において
は相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、	は相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、
(7)、(8)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失し	(7)、(8)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失し
ます。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会	ます。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会
員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会	員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会
員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
(7)会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。	(7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超え
	た不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、
	風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社
Mr. o. J. & A. D. Hakkiya J. Andre and J. Ha	<u>の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為</u> を行ったとき。
第34条 会員規約およびその改定	第34条 会員規約およびその改定
本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または大規約に分析する場合は、大学ないのでは、表により、	本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。 両社は、民法の定め
たは本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面その他の大法により予知した後に今号がお、じた利用した場合、火港な宮中宮た子	に基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し(本規約と一体)
の他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したまのようなします。本は、本規約よ明三的に担意する規定はなは特約があ	をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規約に付随する
認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約があ	規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の

現行	改定後
る場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。	効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知し
	ます。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員へ
	の影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認めら
	<u>の影響が軽減であると認められる場合、での個芸質に不利益を子だないと認めら</u> れる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違す
人具相始 / ICD ババネット、1/四)	る規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。
会員規約(JCB ビジネスローン用)	Mr. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.
第1条 会員	第1条 会員
	1.株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が運営するカード取引システ
取引システム(以下「JCB クレジットカード取引システム」という。)に JCB 所	ム(以下「JCB <u>カード</u> 取引システム」という。)に JCB 所定の入会申込書等にお
定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、申し込まれた方で JCB が審査	いて、本規約を承認のうえ、申し込まれた方でJCBが審査のうえ入会を承認した
のうえ入会を承認した方を会員といいます。	方を会員といいます。
第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託	第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託
1.会員等は、JCB が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下	1.会員等は、JCB が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下
のとおり取り扱うことに同意します。	のとおり取り扱うことに同意します。
(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む JCB との取引に関する与信判	(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む JCB との取引に関する与信判
断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧の個人情報を収集、利	断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧の個人情報を収集、利
用すること。	用すること。
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号 <u>(ショートメッセージサービスの送信</u>
E メールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け	先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアドレス等、会員
出た事項。	等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。
(2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の個人情報を利用すること。ただし、会	(2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の個人情報を利用すること。ただし、会
員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送	員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送
付または本号④に定める営業案内等について JCB に中止を申し出た場合、JCB	付または本号④に定める営業案内等について JCB に中止を申し出た場合、JCB
 は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申	は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申
 し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。	│ │ し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
│ ④両社事業における宣伝物の送付等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。	│ ④JCB 事業における宣伝物の送付または電話・E メールその他の通信手段等の方
	法による、JCBの営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提
	供。
第23条 明細	第23条 明細
1.JCB は、会員の約定支払額、キャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」	1.JCB は、会員の約定支払額、キャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」
 という。)を約定支払日の当月初め頃、会員にご利用代金明細書として、会員の届	という。)を約定支払日の当月初め頃、 <mark>JCB 所定の方法により、本会員に通知し</mark>
 け出住所への郵送その他 JCB 所定の方法により通知します。 会員は、明細の内容	
 について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとしま	
す。	
	2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1	
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項の <mark>明細</mark> とは別に、会員の届け出住所へ郵送に
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第 2 8 条 退会および会員資格の喪失等	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第 2 8条 退会および会員資格の喪失等	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)において
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第 2 8条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第 2 8条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第 2 8条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第 2 8条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超え
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第 2 8条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第 2 8条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJCBの信用を毀損し、またはJCB
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJCBの信用を毀損し、またはJCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。	第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JCB の信用を毀損し、または JCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。 第34条 会員規約およびその改定
2.JCB は、会員がキャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた JCB からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。 第28条 退会および会員資格の喪失等 4会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJCBの信用を毀損し、またはJCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。

現行 改定後 の他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承 体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規約に付随す る規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCBは、当該改定 認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約があ る場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。 の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知 します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員 への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認め <u>られる場合には、公表のみとする場合があります。</u>なお、本規約と明示的に相違 する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとしま 会員規約(ローンカード FAITH 用) 第1条 会員 第1条 会員 1.カード発行会社(以下「当社」という。) および株式会社ジェーシービー(以下 1.カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下 「JCB」という。)が運営するクレジットカード取引システム(以下「JCB クレ 「JCB」という。)が運営する<u>カード</u>取引システム(以下「JCB <u>カード</u>取引シス ジットカード取引システム」という。)に当社および JCB (以下「両社」という。) テム」という。)に当社およびJCB(以下「両社」という。)所定の入会申込書等 所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、申し込まれた方で両社が審 において、本規約を承認のうえ、申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認 査のうえ入会を承認した方を会員といいます。 した方を会員といいます。 第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託 第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託 1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下 1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下 のとおり取り扱うことに同意します。 のとおり取り扱うことに同意します。

⑧の個人情報を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、 Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第8条等に基づき入会後に届け

(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社または JCB もしくは両社

との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦

(2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の個人情報を利用すること。ただし、会 員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送 付または本号④に定める営業案内等について当社または JCB に中止を申し出た 場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、 中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

④両社事業における宣伝物の送付等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送 付または本号④に定める営業案内等について当社または JCB に中止を申し出た 場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、 中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社または JCB もしくは両社 との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦

①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信

先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアドレス等、会員

(2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の個人情報を利用すること。ただし、会

等が入会申込時および第8条等に基づき入会後に届け出た事項。

④両社事業における宣伝物の送付または電話・E メールその他の通信手段等の方 法による、当社または JCB の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。 ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき

公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提 供。

第27条 明細

出た事項。

1.当社は、会員の約定支払額、キャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」 という。)を約定支払日の当月初め頃、会員にご利用代金明細書として、会員の届 け出住所への郵送その他当社所定の方法により通知します。会員は、明細の内容 について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとしま

貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面 (以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項のご利用代金明細書 とは別に、会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または 同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。 なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期 日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場 合は変動します。

第32条 退会および会員資格の喪失等

4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)において は相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、 (7)、(8)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失し ます。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会 員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会 員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。

第27条 明細

⑧の個人情報を収集、利用すること。

1.当社は、会員の約定支払額、キャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」 という。)を約定支払日の当月初め頃、<u>当社所定の方法により、会員に通知します</u>。

2.当社は、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、|2.当社は、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、 貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面 (以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。)を、前項の明細とは別に、会 員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、会員が希望または同意する場合 は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金 業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返 済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動し ます。

第32条 退会および会員資格の喪失等

4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)において は相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されないとき、(3)、(4)、(6)、 (7)、(8)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失し ます。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会 員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会 員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超え

現行	改定後
	た不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、
	風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社
	<u>の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為</u> を行ったとき。
第38条 会員規約およびその改定	第38条 会員規約およびその改定
本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約ま	本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。 両社は、民法の定め
たは本規約に付随する規約もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面そ	に基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し(本規約と一体
の他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承	をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規約に付随する
認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約があ	規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の
る場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。	効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知し
	ます。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員へ
	の影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認めら
	れる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違す
	る規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。